

個人向け国債の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、個人向け国債のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

○個人向け国債のお取引は、主に募集等の方法により行います。

手数料など諸費用について

- ・個人向け国債を募集により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ・個人向け国債を中途換金する際、下記により算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれることとなります。
 - 変動10年：直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685
 - 固定5年：2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685
 - 固定3年：2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685

個人向け国債のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・個人向け国債のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

※ 発行から一定期間の間に中途換金する場合には、上記の中途換金調整額が異なることがあります。

詳しくは、お取引のある本店、支店又は地域支援部にお問い合わせください。

個人向け国債に係る金融商品取引契約の概要

当金庫における個人向け国債のお取引については、以下によります。

- ・個人向け国債の募集の取扱い
- ・個人向け国債の中途換金の為の手続き

個人向け国債に関する租税の概要

お客様に対する課税は、以下によります。

- ・個人向け国債の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。
- ・個人向け国債の利子及び個人向け国債を中途換金した際に発生した中途換金調整額は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

- ・個人向け国債は発行から1年間、原則として中途換金はできません。なお、保有者がお亡くなりになった場合、又は大規模な自然災害により被害を受けられた場合は、発行から1年以内であっても中途換金が可能です。
- ・個人向け国債は、法令の規定により原則として、個人のみ保有可能であり、法人等の個人以外への譲渡は認められておりません。

当金庫が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当金庫が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第33条の2に基づく登録金融機関業務であり、当金庫において個人向け国債のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、振替決済口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・前受金等を全額お預けいただいていない場合、当金庫との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ご注文にあたっては、銘柄、応募又は中途換金の別、数量等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、ご注文の執行ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書（契約締結時交付書面）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。

当金庫の概要

商号等 高岡信用金庫 登録金融機関 北陸財務局長（登金）第22号
 本店所在地 〒933-8611 富山県高岡市守山町68番地
 加入協会 加入協会なし
 出資金 3億1千万円
 主な事業 信用金庫業
 設立年月 大正12年3月
 連絡先 お取引のある本店、支店又は地域支援部(電話：0766-30-5656)にご連絡ください。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある本店又は支店若しくはコンプライアンス部（9時～17時、電話：0766-24-0360）までお申し出ください。

紛争解決措置 富山県弁護士会、金沢弁護士会、福井弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、コンプライアンス部または全国しんきん相談所までお申し出ください。また、お客様から、各弁護士会に直接お申し立ていただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際は、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。

名称	富山県弁護士会紛争解決センター	東京弁護士会紛争解決センター
住所	〒930-0076 富山市長柄町3-4-1	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	076-421-4811	03-3581-0031
受付日時	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～16:00	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～16:00
名称	金沢弁護士会紛争解決センター	第一東京弁護士会仲裁センター
住所	〒920-0937 金沢市丸の内7番36号	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	076-221-0242	03-3595-8588
受付日時	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～17:00	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00、13:00～16:00
名称	福井弁護士会紛争解決センター	第二東京弁護士会仲裁センター
住所	〒910-0004 福井市宝永4-3-1 三井生命ビル7階	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	0776-23-5255	03-3581-2249
受付日時	月～金（祝日、年末年始除く） 9:00～17:00	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～17:00

全国しんきん相談所〔(社) 全国信用金庫協会〕	
住所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
電話番号	03-3517-5825
受付日時	信用金庫営業日9:00～17:00
受付媒体	電話、手紙、面談